平成２７年（フ）第４８０号
愛知県北名古屋市久地野郷廻184番地５
債務者　久藤マサ子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８２号
名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号（笹島寮）
債務者　長澤　清文
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５０号
愛知県日進市藤塚３丁目544番地　シティハイムグリーン202
債務者　堀川　　浩
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０２号
大津市三大寺６番Ｃ―803号
債務者　安東永一こと　権　　永一
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０３号
大津市今堅田３丁目12番45―1210号　グローバル堅田　Ⅱ
債務者　竹岡こころ
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０８号
大津市杉浦町３番26号　レオパレス大津104号室
債務者　中林　洋一
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３７号
兵庫県明石市小久保３丁目13番地の１
債務者　尾崎いくよ
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
神戸市西区王塚台１丁目123番地　ハイツ播磨303号、前住所神戸市西区王塚台１丁目24番地の２　王塚第二ビル　203号
債務者　山本　　茂
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
神戸市西区王塚台１丁目123番地　ハイツ播磨303号、前住所神戸市西区王塚台１丁目24番地の２　王塚第二ビル　203号
債務者　山本　雅恵
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
鳥取県鳥取市本町３丁目104番地　本町マンション305号、旧住所鳥取県鳥取市富安２丁目76番地　前川マンション105号
債務者　山本　麻未
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６０号
鳥取県鳥取市本町３丁目104番地　本町マンション305号、旧住所岐阜県不破郡垂井町岩手1283番地の１
債務者　山本　恭央
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３６号
広島市佐伯区三宅４丁目８番５－７号
債務者　島村世津子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４０号
広島市中区幟町２番26―603号
債務者　能勢　照子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５１号
広島市西区己斐大迫２丁目５番14号
債務者　塚元　浩枝
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６３号
広島市安佐南区大塚西６丁目８番３－301号
債務者　上原　孝行
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６４号
広島市安佐南区大塚西６丁目８番３－301号
債務者　上原　砂織
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９１号
広島市安佐北区可部３丁目23番２－103号
債務者　今浦　秀樹
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部